

平成30年6月11日

答申第793号

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「(1) 2016年4月～2017年3月までの1年間のNHKの懲戒処分の人数、

(2) 特に、懲戒免職・諭旨免職・停職・出勤停止・減給・譴責に分けたものがあればご提示願いたい、

(3) 特に、所属する各部署の名称、各放送局の名称、アナウンサー、キャスターなどのポジション、名前など、開示が認められているもので分かるものがあればご提示願いたい、

(4) 特に、なぜ懲戒処分になったのか、その理由が分かるものがあればご提示願いたい」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、(1)、(2)および(4)に係る文書を開示したが、(3)に係る文書は、人事に関する情報であり個人に関する情報でもあって、NHK情報公開規程(以下、規程)第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、以下の懲戒処分に係る文書を開示することとする。

(ア) 平成28年 9月16日報道資料「職員の懲戒処分について」

(イ) 平成28年10月19日報道資料「職員の懲戒処分について」

(ウ) 平成29年 1月20日報道資料「特定放送局記者によるタクシー

券の不正使用等の処分について」

(エ) 平成29年 2月 9日報道資料「職員の懲戒処分について」

ただし、(ア)および(イ)については、もはや公にされている状態にはないことから、当該文書のうち個人の特定につながるおそれがある部分については、規程第8条1項3号に該当し、かつ2項1号に該当しないため、開示することができない。

懲戒処分に係るその余の再検討の求めの文書については、人事に関する情報であり個人に関する情報でもあって、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため、開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

NHKが、再検討の求めの文書のうち、懲戒処分に係る文書として、前記2（ア）ないし（エ）の報道資料を開示としたこと、そのうち（ア）および（イ）において、個人の特定につながるおそれがある部分は、規程第8条1項3号の不開示情報に該当し、かつ2項1号に該当しないことから不開示としたこと、懲戒処分に係るその余の再検討の求めの文書については、人事に関する情報であり個人に関する情報でもあって、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当し不開示としたことはいずれも妥当である。

### 4 審議の経過

平成30年5月24日（第259回審議委員会）

第806号

諮問、審議

6月11日（第260回審議委員会）

審議、答申